

議案第2号

我孫子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

国において、原則として地方税関係書類の押印を不要とする見直しが行われたことを踏まえ、審査申出書の押印及び口頭審理において委員会が提出を許すことができる口述書の署名押印を不要とするため提案するものです。

我孫子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

我孫子市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 <u>前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>6から8まで 略</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 <u>前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>6から8まで 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。